

鹿屋市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市建築基準法施行細則（平成20年鹿屋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第3号中「第5項」を「第6項」に改める。

第32条第1項中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に、「及び建築基準法令による処分の概要書」を「、建築基準法令による処分等概要書、指定道路図及び指定道路調書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。